

総社市告示第84号

総社市市民後見人養成事業実施要綱（平成25年総社市告示第99号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(受講者) 第5条 前条の養成研修を受けることができる者（以下「受講者」という。） は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 養成研修の受講を開始する年度の4月1日現在における年齢が<u>20</u> 歳以上75歳以下であること。 (2)～(5) 略 2 略</p>	<p>(受講者) 第5条 前条の養成研修を受けることができる者（以下「受講者」という。） は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 養成研修の受講を開始する年度の4月1日現在における年齢が<u>30</u> 歳以上75歳以下であること。 (2)～(5) 略 2 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。